

◆医療費控除の申告には医療費控除の明細書が必要です

人ごと、病院・薬局など支払い先ごとに分け、支払った医療費を明細書（国税庁HPでダウンロードまたは税務署・市役所で配布）に記入してください。
※医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など）を添付すると、明細書の記入を省略可。
※領収書の提出は不要ですが、税務署が必要に応じ、領収書の提示を求める場合があるため、自宅で5年間保管してください。

◆インボイス制度

国税庁HPにインボイス制度の詳しい情報、制度に関する説明会の案内やQ&Aなど、掲載した特設サイトをご覧ください。

刈谷税務署での確定申告（要入場整理券）

問 刈谷税務署（☎21-6211）

申告する本人のスマホを使用した申告指導を行っています。会場内のパソコンの台数に限りがあり、パソコンでの申告書作成には時間がかかる場合があります。

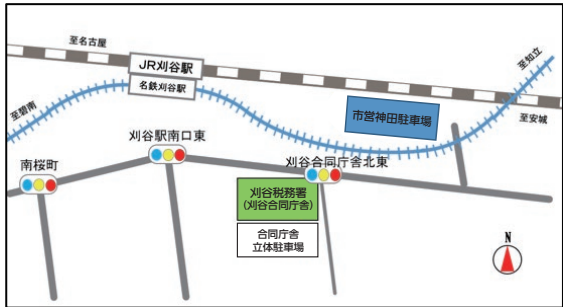
時 2月16日(金)～3月15日(金) 9時～17時（平日のみ）

※2月25日(日)は開設

※公的年金を受給している人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告を行う人は、2月16日(金)以前（平日のみ）も申告できます。

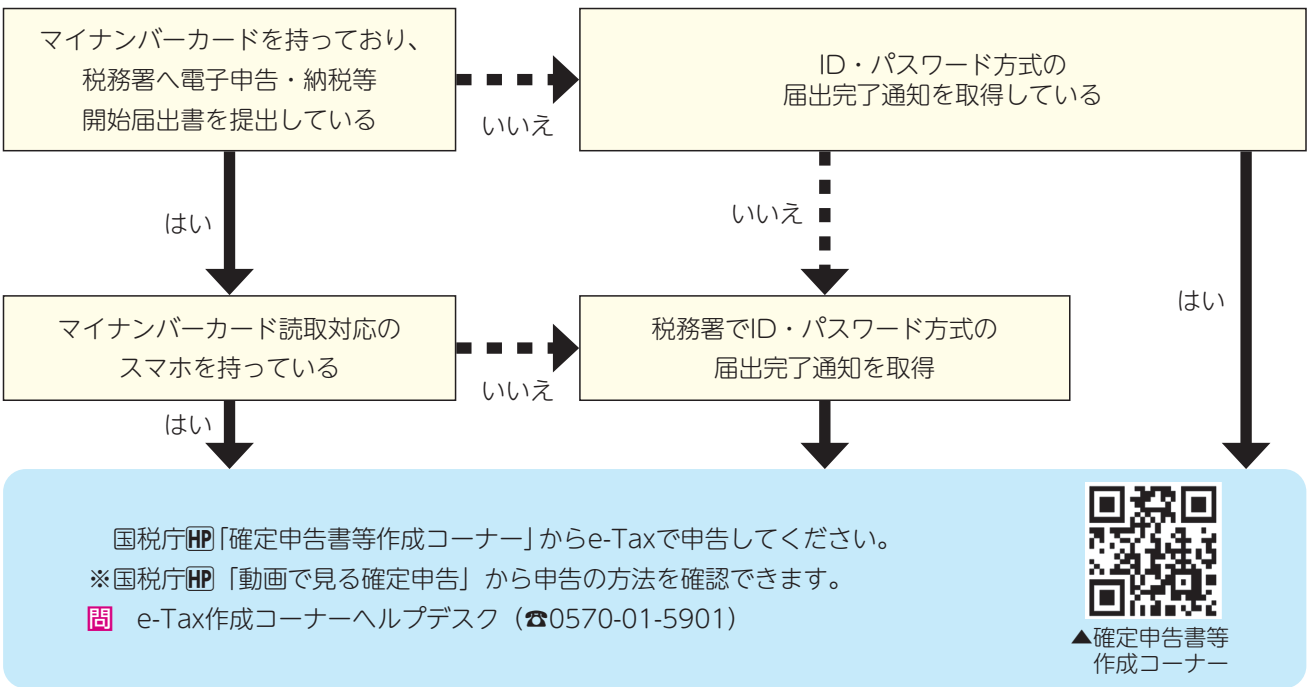
◆入場整理券の配布方法

- ・当日刈谷税務署で配布（先着順）
- ※配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。
- ・国税庁LINE公式アカウント（QRで友だち追加）から事前発行。
詳細は、国税庁HPをご覧ください。



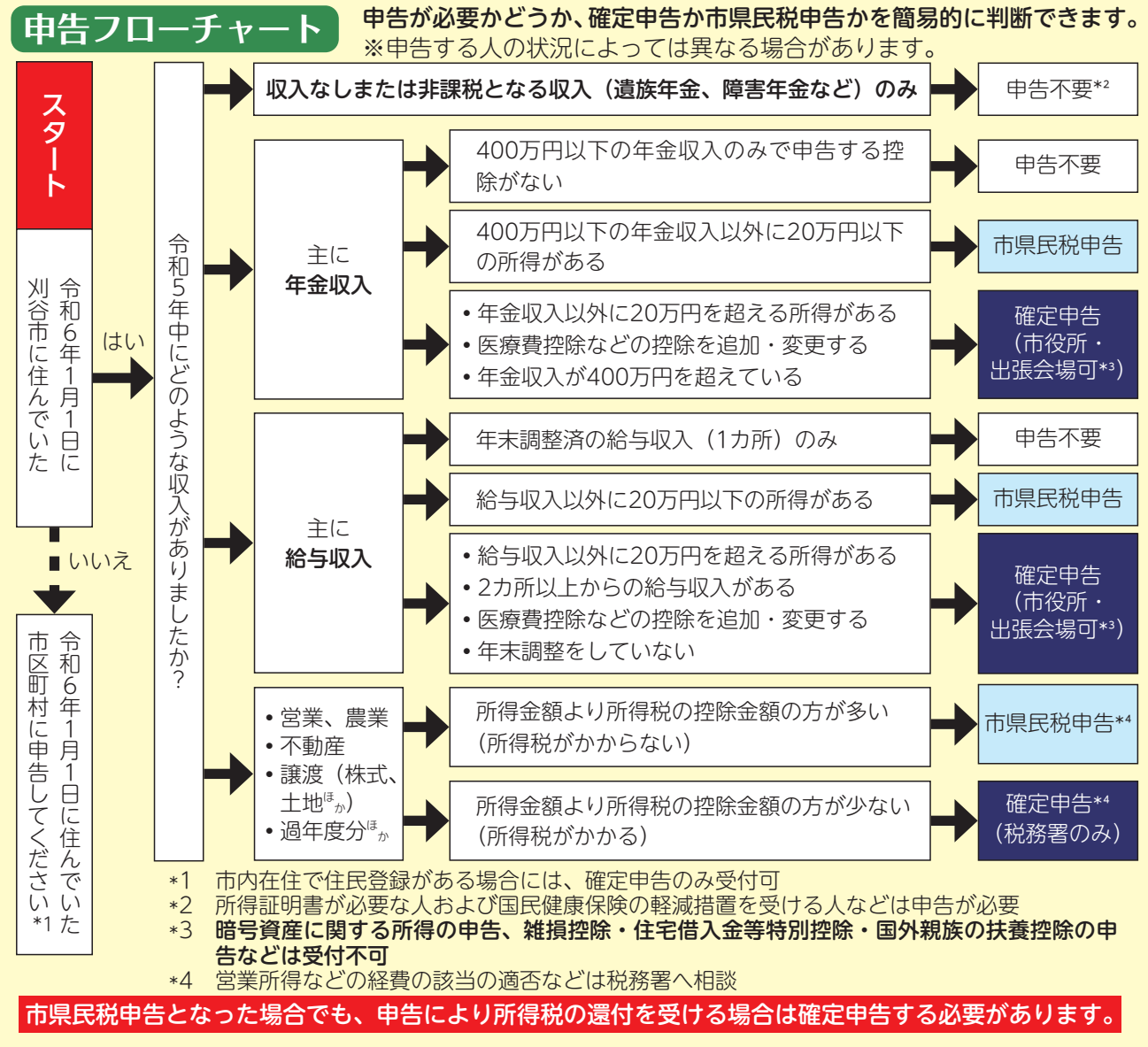
- 他 駐車台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用してください。
- ・3月15日(金)までの確定申告受付日のみ、市営神田駐車場を利用する場合、駐車料金の一部を補助します。利用の際は、駐車券を持参してください。

所得税の確定申告はスマホからが便利です



所得税と市県民税の申告受付が始まります

問 所得税の確定申告…刈谷税務署（☎21-6211）、市県民税の申告…税務課（☎62-1205）



申告に必要なもの（主な例）

対象者	必要なもの
全ての入	マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認ができるもの、昨年の確定申告書の控え・利用者別番号（16桁）と暗証番号が分かるもの（お持ちの人）
所得税の還付申告をする人	還付を受ける本人名義の金融機関の口座が確認できるもの
収入関係	給与収入、年金収入がある人 源泉徴収票（給与支払者・年金支払者が発行）
報酬や謝礼、個人年金を受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書など
その他収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類
控除関係	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人 払込証明書、控除証明書、領収書
医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書 ^{ほか} ※医療費控除の明細書の事前作成が必須
ふるさと納税などの寄付金を支払った人	寄付金の領収書・証明書 ※確定申告を行うとワンストップ特例申請は無効
障害者手帳などをお持ちの人	障害者手帳、障害者控除対象者認定書など